

令和5年3月31日
農政部農村振興課

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等の適用について

このことについて、農林水産省では別紙写しのとおり適用されております。

つきましては、間接工事費の補正について、下記のとおり取り扱うこととしましたので承知願います。

なお、平成26年2月5日付け農村号外「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」（以下「旧補正係数」という。）は本通知をもって廃止とする。

記

1 対象工事等

「土地改良事業等請負工事積算基準」（以下「積算基準」という。）の間接工事費を適用して設計積算する工事。

※土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）は対象外。

2 適用月日

令和5年4月1日以降広告又は通知を行う工事から適用する。

3 補正方法

積算基準により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率（率分）及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数（以下「新補正係数」という。）を乗じるものとする。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.3
現場管理費	1.1

4 運用方法

（1）令和5年3月31日までに公告又は通知を行う工事

旧補正係数により補正を行い、新補正係数の補正は行わないこととする。

（2）令和5年4月1日以降公告又は通知を行う工事

発注時において新補正係数により補正を行うこととする。

1 適用対象工事

東日本大震災の被災３県（岩手県、宮城県、福島県）で実施される工事で、令和５年４月１日以降、入札書提出期限日を設定する工事。

2 補正方法

(１) 日当たり作業量の補正

【対象歩掛】土工に関する歩掛

【補正内容】作業日当たりの標準日当たり作業量を 10%低下する補正

※補正後の作業日当たり作業量＝作業日当たりの標準日当たり作業量×0.9

(２) 間接工事費の補正

「「土地改良事業等請負工事積算基準の制定について」及び「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準について」」（令和５年３月２４日付け４農振第３５４５号農村振興局長通知）の共通仮設費率及び現場管理費率の補正に係る２）に該当するものとし、対象工事及び補正係数は以下のとおりとする。

【対象工事】全ての土木工事

【補正係数】「土地改良事業等請負工事積算基準」等により各工種区分に従って対象額毎に求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ表１の補正係数を乗じるものとする。

表１

間接工事費	補正係数
共通仮設費	１．３
現場管理費	１．１

ただし、福島県内については、当面の措置として、令和５年度は表１の補正係数の適用を猶予し、表２の補正係数を乗じるものとする。

表２

間接工事費	補正係数
共通仮設費	１．５
現場管理費	１．２

3 適用にあたって

当該補正を行って積算を行う工事であることを入札公告等に明記し、予定価格は本通知に基づき算出すること。

4 既契約工事について

既契約工事については、本通知の適用対象外とする。